

厚生労働大臣の定める揭示事項

令和6年6月1日現在

1. 入院基本料に関する事項

- ・急性期一般入院料2
当病棟は、(日勤・中夜勤あわせて)入院患者様10人に対して1人以上の看護職員がいます。
- ・地域包括ケア病棟入院料2
当病棟は、(日勤・中夜勤あわせて)入院患者様13人に対して1人以上の看護職員がいます。
- ・緩和ケア病棟入院料2
当病棟は、(日勤・中夜勤あわせて)入院患者様 7人に対して1人以上の看護職員がいます。
- ・ハイケアユニット入院医療管理料1
当病棟は、(日勤・中夜勤あわせて)入院患者様 4人に対して1人以上の看護職員がいます。

2. 北海道厚生局長への届出に関する事項

- | | |
|---|--|
| (1)入院時食事療養に関する事項
・入院時食事療養(I)に関する届出を行っています。
食事の提供では、管理栄養士によって管理された食事が
適時(夕食については、午後6時以降)、適温で提供されます。 | (34)薬剤管理指導料
(35)歯科疾患管理料の「注1」に掲げる
総合医療管理加算及び歯科治療時医学管理料
(36)医療機器安全管理料1・2・歯科
(37)在宅患者訪問看護・指導料(専門管理加算)及び
同一建物居住者訪問看護・指導料
(38)持続血糖測定器加算及び皮下連続式グルコース測定 |
| (2)超急性期脳卒中加算 | (39)遺伝学的検査 |
| (3)診療録管理体制加算2 | (40)検体検査管理加算IV |
| (4)医師事務作業補助体制加算1 15対1 | (41)時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト |
| (5)25対1急性期看護補助体制加算(看護補助体制充実加算2)
夜間100対1急性期看護補助体制加算(夜間看護体制加算) | (42)認知症ケア加算
(43)ヘッドアップティルト試験
(44)神経学的検査
(45)コンタクトレンズ検査料1 |
| (6)看護職員夜間16対1配置加算1 | (46)外来化学療法加算1
(47)画像診断管理加算1
(48)CT撮影及びMRI撮影
(49)抗悪性腫瘍剤処方管理加算
(50)定位放射線治療
(51)無菌製剤処理科
(52)脳血管疾患等リハビリテーション料 I
(53)運動器リハビリテーション料 I
(54)呼吸器リハビリテーション料 I
(55)廃用症候群リハビリテーション料 I
(56)がん患者リハビリテーション料
(57)集団コミュニケーション療法料
(58)歯科口腔リハビリテーション料 II
(59)組織拡張器による再建手術
(乳房(再建手術)の場合に限る。) |
| (7)無菌治療室管理加算1 | (60)脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む。)
及び脳刺激装置交換術
(61)脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
(62)乳がんセンチネルリンパ節加算1及び
乳がんセンチネルリンパ節生検(併用) |
| (8)栄養サポートチーム加算 | (63)乳がんセンチネルリンパ節加算2及び
乳がんセンチネルリンパ節生検(単独) |
| (9)医療安全対策加算
(医療安全対策地域連携加算1) | (64)ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)
(65)ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
(66)大動脈バルーンポンピング法(IABP法) |
| (10)感染対策向上加算1
(指導強化加算) | |
| (11)患者サポート体制充実加算 | |
| (12)療養環境加算 | |
| (13)重症者等療養環境特別加算 | |
| (14)褥瘡ハイリスク患者ケア加算 | |
| (15)入退院支援加算1(入院時支援加算) | |
| (16)データ提出加算 | |
| (17)地域歯科診療支援病院入院加算 | |
| (18)地域歯科診療支援病院歯科初診料 | |
| (19)歯科外来診療医療安全対策加算2 | |
| (20)歯科診療特別対応連携加算 | |
| (21)外来栄養食事指導料の注2・3に規定する加算 | |
| (22)糖尿病合併症管理料 | |
| (23)がん性疼痛緩和指導管理料 | |
| (24)がん患者指導管理料イ・ロ・ハ・ニ | |
| (25)糖尿病透析予防指導管理料 | |
| (26)二次性骨折予防継続管理料1・2・3 | |
| (27)院内トリアージ実施料 | |
| (28)外来放射線照射診療料 | |
| (29)外来腫瘍化学療法診療料1(連携充実加算) | |
| (30)ニコチン依存症管理料 | |
| (31)開放型病院共同指導料 | |
| (32)がん治療連携計画策定料 | |
| (33)肝炎インターフェロン治療計画料 | |

(67)膀胱水圧拡張術	(103)悪性腫瘍病理組織標本加算
(68)夜間休日救急搬送医学管理料及び 救急搬送看護体制加算	(104)ウイルス疾患指導料
(69)がん治療連携管理料	(105)外来排尿自立指導料
(70)早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	(106)退院時薬剤情報管理指導料 (退院時薬剤情報連携加算)
(71)輸血管理料Ⅱ(輸血適正使用加算)	(107)腹腔鏡下痔腫瘍摘出術
(72)人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	(108)腹腔鏡下腓体尾部腫瘍切除術
(73)胃瘻造設時嚥下機能評価加算	(109)せん妄ハイリスク患者ケア加算
(74)歯周組織再生誘導手術	(110)骨髄微小残存病変量測定
(75)広範囲顎骨支持型装置埋入手術	(111)先天性代謝異常症検査
(76)麻酔管理料Ⅰ	(112)看護職員処遇改善評価料
(77)医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術	(113)在宅療養後方支援病院
(78)放射線治療専任加算	(114)ロービジョン検査判断料
(79)外来放射線治療加算	(115)腹腔鏡下胃切除術 (単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))
(80)高エネルギー放射線治療	(116)腹腔鏡下胃切除術 (悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
(81)1回線量増加加算	(117)腹腔鏡下噴門側胃切除術 (単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))
(82)画像誘導放射線治療加算(IGRT)	(118)腹腔鏡下噴門側胃切除術 (悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
(83)クラウン・ブリッジ維持管理料	(119)腹腔鏡下胃全摘術 (単純全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))
(84)精神疾患診療体制加算	(120)腹腔鏡下胃全摘術 (悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
(85)骨移植術(軟骨移植術を含む) (自家培養軟骨移植術に限る)	(121)腹腔鏡下直腸切除・切断術(切除術、低位前方切除術 及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
(86)後発医薬品使用体制加算1	(122)腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
(87)人工腎臓	(123)ストーマ合併症加算
(88)導入期加算1	(124)医療DX推進体制整備加算
(89)透析液水質確保加算	(125)歯科外来診療感染対策加算4
(90)慢性維持透析濾過加算	(126)入院ベースアップ評価料55
(91)相談支援加算	(127)外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
(92)排尿自立支援加算	(128)歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
(93)食道縫合術(穿孔損傷)(内視鏡によるもの)等	
(94)地域医療体制確保加算	
(95)CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー	
(96)BRCA1/2遺伝子検査	
(97)クロストリゾイデス・デフィシルのトキシンB遺伝子検出	
(100)椎間板内酵素注入療法	
(101)救急医療管理加算	
(102)腹腔鏡下肝切除術	

3. 保険外負担に関する事項

(1)当病院では、以下の項目について、実費の負担をお願いしています。

・病衣貸与代(1日につき)	81円
・公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用	
・在宅医療交通費	
(2)選定療養費に係る事項	
・特室A利用料(1日につき)	9,900円
・個室A利用料(1日につき)	5,500円
・個室A利用料(1日につき)	4,400円
・個室ユニット(1日につき) 4床室	2,200円
・180日超入院特別料金(1日につき)	2,288円
・初診に係る特別料金	8,580円
・再診に係る特別料金	3,520円
・点数表回数制限を超えた以下の行為	
脳血管リハビリテーション料	2,695円
廃用症候群リハビリテーション料	1,980円
運動器リハビリテーション料	2,035円
呼吸器リハビリテーション料	1,925円